

外国企業の中国内売買

執筆者：水野コンサルタンシーグループ代表 水野真澄

執筆日：2025年2月5日（NNA連載第1086回）

No.211

1. 商流関与できない理由

- ① 中国国内で商品売買を行うには、卸売流通資格が必要だが、外国企業には付与されない。
- ② 中国国内で売買行為を行う場合、増値税発票の受け渡しが必要だが、外国企業は対応不可。
- ③ 通関実績がない場合、中国内企業と外国企業の貨物代金決済は不可。

直接的な商品売買だけではなく、商売成立のための側面サポートをする行為を「コミッション代理（佣金代理）」と呼称するが、これも商業行為（卸売流通行為）の一種と位置付けられている。

⇒ 中国から国外へのコミッション支払いが、貿易に関する商流に付随するものしか認められない（純粋な中国内取引に係るコミッションの対外送金ができない）のは、これが理由。

2. 例外としての商流

① 保税区域内

保税区域内は、「税関の保税倉庫及び保管貨物に対する管理規定（税関総署令2003年第105号）、税関総署令2023年第263号で最終改定」などにより、「外国企業の暫定保管貨物」の保有が可能。

よって、保税区域内であれば、外国企業の在庫（暫定保管貨物）の保有ができ、暫定保管貨物の売買には、増値税は課税されない。

更に、この様な所有権移転の相手先は、外国企業か、保税区域の企業であり、通関実績がなくても決済可能。
⇒ 商流が成立する。

尚、保税区域游の形で（国内取引ではあるが、準貿易取引として）中国内商流に関与することも可能。

② 転廠（深加工結転）

転廠とは、加工貿易に関して、一次加工企業から二次加工企業（双方、加工貿易企業であることが前提）に、保税状態の貨物を直送する取引。

物の流れを見れば、中国国内取引で、外国企業は関与していないように思われるが、通関処理（転出・転入時に輸出入通関が必要）は、加工貿易契約通りに行われるため、外国企業が商流に関与していることになる。

尚、転廠は、貨物の状態を変更しないことが前提となっているため、図の例では、転出・転入価格を100で統一する必要があるが、外国企業Aは売買益を得ることができない。実務を見ると、外国企業A・加工企業Cが、転廠に際して未収・未払いを計上し、この部分は対外送金できないので、別途の貸し借りを相殺しているような事例が有るが、通関・外貨管理処理的にはグレーな行為。

